

募集型企画旅行ご旅行条件書

1. 本旅行条件書の意味

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

2. 企画旅行契約

- (1)この旅行は、株式会社アンビ・ア(以下「当社」といいます)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。
- (2)当社はお客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます)の提供を受けることができるように、手配し、旅程管理することを引き受けます。
- (3)旅行契約の内容・条件は、パンフレット又は企画書、本旅行条件書、出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面(以下「最終旅行日程表」といいます)及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部(以下「当社約款」といいます)によります。

3. 旅行のお申し込みと契約の成立時期

(1)当社又は当社の受託営業所にて(以下「当社」といいます)当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入のうえ、パンフレット又は企画書に記載した申込金を添えてお申し込みいただけます。申込金は旅行代金をお支払いいただくときに、その一部として綴り入れます。また、旅行契約は、当社が旅行契約の締結を承諾し、申込金を受領したときに成立するものといたします。特に記載のない場合は、下記のお申込金を添えてお申し込みいただけます。

旅行代金	1万円未満	3万円未満	5万円未満	5万円以上
申込金	1,000円	5,000円	10,000円	1万円～旅行代金の10%

- (2)当社は電話、郵便及びファクシミリ、その他の通信手段による旅行契約の予約申し込みを受け付けることがあります。この場合、予約の時点では契約は成立していません。当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に申込書の提出と申込金の支払いをしていただきます。この期間内に申込書の提出と申込金の支払いがなされない場合、当社はお申し込みはなかったものと取り扱います。
- (3)旅行契約は、電話によるお申し込みの場合、本項(2)により申込金を当社が受領したときに、また、郵便又はファクシミリでお申し込みの場合は、申込金のお支払い後、当社がお客様との旅行契約を承諾する通知を出したときに成立いたします。
- (4)当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申し込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を有するものとみなします。
- (5)契約責任者は、当社が定める日まで、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
- (6)当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- (7)当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
- (8)お申し込みの段階で、満席、満室、その他の事由で旅行契約の締結が直ちにできない場合は、当社らはお客様の承諾を得て、お客様がウエイティングの状態でお待ち頂ける期限を確認したうえで、お客様をウエイティングのお客様として登録し、予約可能となるように手配努力することがあります。
- (ウエイティングの登録は予約完了を保証するものではありません)ただし、この場合でも当社は申込金を申し受けます。「当社らが予約が可能となった旨を通知する前にお客様よりウエイティング登録解除のお申し出があった場合」又は

- a. お客様が当社のあらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能、その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
- b. お客様が病氣、その他の事由により当該旅行に耐えられないと認められたとき。
- c. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。
- d. お客様の人数がパンフレット等に記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日目にあたる日より前(日帰り旅行は4日目にあたる日より前)に旅行中止のご通知をいたします。4/27～5/6 7/20～8/31 12/20～1/7に旅行を開始するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって23日目にあたる日より前に旅行中止のご通知をいたします。
- e. スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき。あるいはそのおそれが高極めて大きいとき。
- f. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令、その他の当社の関与し得ない事由により、パンフレット等に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となるおそれが高極めて大きいとき。
- g. 上記の一例として、日程に含まれる地域について、外務省から「渡航の是非を検討してください」以上の危険情報が出されたとき。(ただし、十分に安全処置を講じることが可能な場合には旅行を実施いたします。その場合のお取消料については、本項(1)の①の二によります)
- h. お客様が第4項の①から③までの何れかに該当する事が判明した場合
- ウ。当社は本項(1)の②のAにより旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から違約料を差し引いて払い戻しいたします。また、本項(1)の②のイにより旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)の全額を払い戻しいたします。

(2) 旅行開始後の解除

①お客様の解除、払い戻し

- ア。お客様の都合により途中で離断された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
- イ。旅行開始後であっても、お客様の責に帰さない事由により「パンフレット」等に記載した旅行サービスの提供を受けられない場合は、お客様は取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。この場合、当社は旅行代金のうち、不可能になった当該旅行サービスの提供に係る部分をお客様に払い戻しいたします。
- ②当社の解除、払い戻し
- ア。旅行開始後であっても、当社は次に掲げる場合においてはお客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することができます。
- a. お客様が病氣、その他の事由により旅行の継続に耐えられないと認められたとき。
- b. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等の指示に従わない等、団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
- c. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、その他当社の関与し得ない事由により旅行の継続が不可能になったとき。
- d. 上記cの一例として、日程に含まれる地域について、外務省から「渡航の是非を検討してください」以上の危険情報が出され、旅行の継続が不可能になったとき。
- e. お客様が第4項の①から③までの何れかに該当する事が判明した場合

イ。解除の効果及び払い戻し

- 本項(2)の②のフに記載した事由で当社が旅行契約を解除したときは、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供に対して、取消料、違約料、その他の名目で既に支払い、または支払わなければならない費用があるときはこれをお客様の負担とします。この場合、当社は旅行代金のうち、お客様がいまだにその提供を受けていない旅行サービス